

令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（企業誘致セミナー）  
委託業務処理要領

1 目 的

この要領は、道が委託する令和5年度環境負荷低減型産業集積・人材育成事業（企業誘致セミナー）委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務目的

東京・大阪・名古屋の三大都市圏において、ものづくり製造業などを対象に北海道の立地優位性をPRする企業誘致セミナーを開催し、本道への企業立地促進を図る。

本事業の実施においては、セミナーの企画立案および運営を事業者に委託する。

3 業務内容

(1) セミナー開催に係る企画立案および運営等

三大都市圏のものづくり企業関係者が多数参加し、本道のものづくり製造業の技術や事業環境をPRするセミナーを開催するための企画立案および運営（会場設営、受付、進行、名刺交換会、オンラインでのライブ中継およびアーカイブ配信）を行う。

なお、開催については次のとおりを予定。

	東京会場	名古屋会場	大阪会場
日 程	令和5年9～12月	令和6年1～2月	
想定会場	東京都23区内 カンファレンスセンター	名古屋市内ホテル	大阪市内ホテル
開催方法	リアルとオンライン（ライブ中継およびアーカイブ配信）の ハイブリッド方式での開催		
会場定員	各会場 100名		
テ ー マ	感染症の影響やカーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション（DX）など企業を取り巻く社会経済状況の変化に対応し、豊富な再生可能エネルギーや豊かな自然環境といった北海道の立地優位性をPR		
対 象	ものづくり製造業関係者		
内 容	①セミナー 道の立地優位性プレゼンテーション 基調講演または道内立地企業講演（1会場につき2～3名程度） 道内自治体プレゼンテーション ②名刺交換会 道産品PRを兼ねた軽食等の提供も行うこと		

※会場や講師の選定などセミナー開催に係る事項については、当委託業務の契約締結後、道と調整して決定する。

※各会場費および各講師に係る経費（謝金、旅費等）については、委託料に含めること。

※実施にあたっては、感染症の蔓延を防ぐため適切な措置を講じること。

(2) 来場者募集に係る広報および集客

三大都市圏のものづくり製造業関係者を対象にセミナーへの来場を効果的、効率的に行う広報や集客を行う。

来場者募集にあたって、北海道企業誘致推進会議のウェブサイトまたは受託者のネットワークを

活用するなど、効果的な広報・集客を図ること。

(3) 開催後フォローアップの実施

セミナー開催後、参加者アンケートの実施、集計および分析など、セミナーの効果を高め、ビジネスマッチングに結びつくフォローアップを行う。

(4) 実施報告書の作成および提出

(1) から (3) の業務に関する報告書を作成し提出する（紙媒体3部、電子媒体1式）。

4 業務処理計画書について

受託者が、契約書4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

・業務処理計画書（別記第5号様式）

5 実績報告等及び概算払について

(1) 受託者が、契約書第11条の規定に基づき提出する実績報告等については、次のとおりとする。

ア 実績報告書（別記第14号様式）

イ 収支精算書（別記第15号様式）

ウ 事業実施報告書（紙媒体（A4版）3部及び電子媒体（DVD-RまたはCD-R）1式）

(2) 受託者が、契約書第13条の規定に基づき提出する概算払の請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書（別記第3号様式）

イ 収支計画書（別記第13号様式の2）

6 取得財産の管理

委託業務の実施により取得した財産は、取得後、速やかに財産台帳に登録し、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、業務終了後、財産台帳の写しを委託者に提出するものとする。

7 再委託について

次の要件を満たす場合は、契約書第3条ただし書に基づき再委託を行うことができるものとする。

(1) 再委託をさせようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

(2) 再委託させることの合理的理由があるとき。

(3) 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

8 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、道との連携に留意すること。

(2) 感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。